

経済産業省

20200507貿局第1号

輸出注意事項2020第16号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について等の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について等の一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）及び包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別紙1及び別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この通達は、公布の日から施行する。
- 2 この通達（別紙1の改正通達）の施行の際現に行われている貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続については、改正後のⅢ. 1. の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この通達（別紙1の改正通達）の施行の際現に行われている大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続については、改正後のⅢ. 2. の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この通達（別紙1及び別紙2の改正通達）の施行の際現に行われている誓約書の変更に関する事前同意手続については、改正後のⅢ. 3. の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別紙1)

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について等の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号)

改正案	現 行
<p>I.・II. (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p> <p>1. <u>貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続</u></p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①許可申請時に最終需要者が確定していない場合</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定していない取引について、許可申請時に提出した輸入者等による誓約書に基づき、輸入者等から、<u>輸出した貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は提供した技術の再提供</u>(以下「再輸出・再販売等」という。)を行うための事前同意を求められた場合、③の(イ)～</p> <p>(ト)に従った書類を安全保障貿易審査課 <u>あてに</u>提出してください。(上記の項に係る貨物又は技術</p>	<p>I.・II. (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p> <p>1. <u>貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続</u></p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①許可申請時に最終需要者が確定していない場合</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定していない取引について、許可申請時に提出した輸入者等による誓約書に基づき、輸入者等から、<u>輸出した貨物の再輸出若しくは再販売又は提供した技術の再提供</u>(以下「再輸出・再販売等」という。)を行うための事前同意を求められた場合、<u>輸出許可又は役務取引許可の条件に従って</u>③の(イ)～(ト)に従った書類を安全保障貿易審査課 <u>あて</u>提出してください。(上記</p>

であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。)

(ロ) (略)

(注1)・(注2) (略)

②許可申請時に最終需要者が確定している場合

輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定している取引について、許可申請時に提出した最終需要者による誓約書に基づき、最終需要者から、再輸出・再販売等を行うための事前同意を求められた場合、③の(イ)～(ト)に従った書類を安全保障貿易審査課 あてに 提出してください。(上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。)

の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。)

(ロ) (略)

(注1)・(注2) (略)

②許可申請時に最終需要者が確定している場合

輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定している取引について、許可申請時に提出した最終需要者による誓約書に基づき、最終需要者から、その貨物の再輸出又は技術の再提供(技術の再提供については、当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。以下「再輸出等」という。)を行うための事前同意を求められた場合、輸出許可又は役務取引許可の条件に従って③の(イ)～(ト)に従った書類を安全保障貿易審査課 あて 提出してください。(上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又

なお、4.の届出手続を行い、届出書を受理された案件については、貨物の再輸出又は技術の再提供（技術の再提供については、当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。以下「再輸出等」という。）を行うための事前同意手続のみ本手続の対象とします。

③提出書類一覧

（原許可時の貨物の輸出者又は技術の提供者を、以下「相談者」という。）

(イ) 再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 2通（別記5参照）

(ロ) 需要者等から相談者（原許可の誓約書に記載された事前同意対象となっている者）への再輸出・再販売等に関する事前同意相談要請書 原本1通、写し1通（別記5参照）

(ハ) 原許可証の写し（裏面の写しを含む） 1通

(ニ) 原許可時の需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）の写し 1通

(ホ) 再輸出・再販売等の相手方と原許可時の需要者等との間の契約書の写し 1通

(ヘ) 再輸出・再販売等の相手方に関し、別記1の

は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。）

③提出書類一覧

（原許可時の貨物の輸出者又は技術の提供者を、以下「相談者」という。）

(イ) 相談者からの再輸出・再販売等又は再輸出等に関する事前同意相談書 2通（別記5参照）

(ロ) 需要者等から相談者（原許可の誓約書に記載された事前同意対象となっている者）への再輸出・再販売等又は再輸出等に関する事前同意相談要請書 原本1通、写し1通（別記5参照）

(ハ) 原許可証の写し（裏面の写しを含む） 1通

(ニ) 原許可時の需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）の写し 1通

(ホ) 再輸出・再販売等又は再輸出等の相手方と原許可時の需要者等との間の契約書の写し 1通

(ヘ) 再輸出・再販売等又は再輸出等の相手方に関

<p>(オ) の資料 1 通</p> <p>(ト) <u>再輸出・再販売等</u> の相手方の誓約書 (別記 1 の (カ) の内容のもの)</p> <p>原本 1 通、写し 1 通</p> <p>(注 1) ・ (注 2) (略)</p> <p><u>(注 3) 4. の届出手続を行い、届出書を受理された者は、再輸出等の事前同意相談手続を行うに際し、当該届出書の写しを提出することにより、(ハ) 及び (ニ) の書類の提出を省略することができます。</u></p> <p><u>(注 4) (ニ) の誓約書が「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について (お知らせ)」 (平成 6 年 3 月 25 日貿易局安全保障貿易管理課) に基づく誓約書 (以下「旧誓約書」という。) である場合は、当該誓約書を提出してください。</u></p> <p><u>(注 5) ~ (注 9) (略)</u></p> <p><u>(注 10) 再移転に係る事前同意相談手続にあつては、(ホ) の書類を提出する必要はありません。</u></p> <p><u>(注 11) (略)</u></p> <p>(2) 注意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>再輸出・再販売等</u> における新たな最終需要者による誓約書については 2 通作成し、そのうち 1 通は新たな最終</p>	<p>し、別記 1 の (オ) の資料 1 通</p> <p>(ト) <u>再輸出・再販売等又は再輸出等</u> の相手方の誓約書 (別記 1 の (カ) の内容のもの)</p> <p>原本 1 通、写し 1 通</p> <p>(注 1) ・ (注 2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(注 3) ~ (注 7) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(注 8) (略)</u></p> <p>(2) 注意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>再輸出・再販売等又は再輸出等</u> における新たな最終需要者による誓約書については 2 通作成し、そのうち 1 通</p>
--	--

需要者保管用としてください。もう1通については、輸出者（相談者）が保管してください。

③・④ （略）

⑤誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いいたします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題（例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等）を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供（当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。）されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.（注5）を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守し

は新たな最終需要者保管用としてください。もう1通については、輸出者（相談者）が保管してください。

③・④ （略）

⑤誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、「最終用途誓約書に係る注意事項」を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いいたします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題（例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等）を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売又は再提供されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の（注5）を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守し

ていない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

⑥ (略)

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) (略)

(2) 提出書類

①～⑥ (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) ④の誓約書が旧誓約書である場合は、当該誓約書を提出してください。

(注4)～(注9) (略)

(3) 注意事項

①・② (略)

③技術の提供者は、技術を利用する者に、製品の販売先から誓約書を取得するときに別記3の誓約書注意事項を製品の輸出先又は販売先に説明するよう求めてください。

④～⑥ (略)

3. 誓約書の変更に関する事前同意手続き

誓約書の内容を変更する場合 (旧誓約書からこの通達に基づ

ていない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

⑥ (略)

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) (略)

(2) 提出書類

①～⑥ (略)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

(注3)～(注8) (略)

(3) 注意事項

①・② (略)

③技術の提供者は、技術を利用する者に、製品の販売先から誓約書を取得するときに別記3の「最終用途誓約書に係る注意事項」を製品の輸出先又は販売先に説明するよう求めてください。

④～⑥ (略)

(新設)

く誓約書（以下「新誓約書」という。）へ変更する場合を含む。）には、以下に定める書類を安全保障貿易審査課あてに提出してください。

なお、1. 及び2. の対象となる手続は、本手続の対象となりません。

(1) 提出書類

①誓約書の変更に関する事前同意相談書 2通（別記5参照）

②原許可証の写し（裏面の写しを含む） 1通

③原許可時の需要者等の誓約書の写し 1通

④誓約書の需要者等に関し、別記1の（オ）の資料 1通

⑤需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの） 原本1通、写し1通

（注1）別記5の記載要領を参照してください。

（注2）⑤の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書（1通）を提出してください。（別記1（ナ）参照）

（注3）⑤は、輸出者（相談者）あての誓約書となります。

（注4）⑤の誓約書について、同一の需要者等に複数の旧誓約書又は新誓約書が保管されている場合等にあつては、誓約事項を新誓約書にまとめて取得することも可能です。

(注5) 以上のほか、経済産業省が特に必要と認める場合に、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書、輸出許可又は役務取引許可申請時に提出を求めているものに準じた書類や、追加資料の提出を求めることがあります。

(注6) 書類保存期間を過ぎたときの相談に当たっては、②及び③の書類の提出を省略することができます。

(注7) 事前同意相談の結果が出た後に内容を変更する場合は、再度事前同意手続を行ってください。

(2) 注意事項

①事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。(通常はFAXにて返信しますので、事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。)

②新たな最終需要者による誓約書については2通作成し、そのうち1通は新たな最終需要者保管用としてください。もう1通については、輸出者(相談者)が保管してください。

③輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

④誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いいたします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題（例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等）を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供（当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。）されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.（注5）を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

⑤事前同意手続の結果について不服がある場合には、結果

を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、当該案件について証拠を提示し、書面により意見を述べることができます。

4. 旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなす場合に係る届出手続

原許可時及び再輸出・再販売等の事前同意時に条件が付されていない許可及び同意並びに条件が付されていても既にその条件を履行済みの許可及び同意に係る旧誓約書については、旧誓約書に係る輸出者が、以下の①から④までの事項について確認を行うとともに、(1) に定める書類を安全保障貿易審査課に届出の上、これが受理された時に、旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなします。

なお、輸出令別表第 1 の 2 の項 (17) 2 に該当する炭素繊維、3 の項 (1) に該当する化学物質及び 2 の項 (4) 又は 4 の項 (15) 2 に該当する人造黒鉛の輸出の許可に係る旧誓約書並びに貨物の設計又は製造に係る役務取引許可に係る旧誓約書は、本手続の対象とはなりません。

①原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者並びに貨物及び技術の使用場所に変更がないこと並びに貨物及び技術の最終用途が民生用途に限られていること。

②旧誓約書に係る最終需要者が新誓約書に係る許可又は同意において貨物の再販売若しくは再移転又は技術の再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。)に係る

(新設)

事前同意に係る条件が付された最終需要者でないこと。

③最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと。

④原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者に誓約書注意事項の内容を説明し、当該最終需要者が理解したこと。

また、本手続において受理された届出書に記載された貨物又は技術については、以下の条件が付されているものとみなします。

「最終需要者から再輸出（再提供（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。）」に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

(1) 提出書類

①新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等届出書（様式24） 2通

②①に係る電磁的記録を記録した記録媒体 1式

（注1）届出書の作成においては、届出者が原許可証、原許可時における需要者等の誓約書及び原許可時に許可条件が付された場合は許可条件の履行報告書の有無を確認し、該当する確認書類欄に○を付してください。

（注2）安全保障貿易審査課が旧誓約書に係る再輸出・再販売等に関する事前同意相談書に同意している場合は、

事前同意書及び事前同意時の誓約書の有無を確認し、該当する確認書類欄に○を付してください。

(注3) 輸出者等の事情により、(注1) 又は(注2) の書類(許可条件の履行報告書を除く。)の有無の確認が困難な場合は、新たに新誓約書を取得することで届出書を提出することができます。その場合は、確認書類欄の新誓約書の欄に○を付してください。なお、同一の需要者等に複数の旧誓約書が保管されている場合にあつては、誓約事項を新誓約書にまとめて取得することも可能です。

(注4) 届出者は、確認書類欄の書類について、安全保障貿易審査課から求めがあつた場合には、速やかに安全保障貿易審査課に提出してください。

(2) 注意事項

①輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

②誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守す

るように周知徹底するようお願いいたします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題（例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等）を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供（当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。）されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いいたします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.（注5）を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

IV. 用語の解釈

1. ～3. （略）

4. 「再移転」の定義

再移転とは、仕向地内において所有権又は使用権の変更を伴

IV. 用語の解釈

1. ～3. （略）

（新設）

わずに貨物を移転することをいいます。

5.・6. (略)

V. (略)

別表1～別表6 (略)

別記1 (略)

別記2 誓約書の記載要領

1.・2. (略)

3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合

(イ)・(ロ) (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用することができます。

(注6) (略)

(注7) III. 1. (1) ③ (ト) の再輸出・再販売等の相手方の誓約書の場合についても、宛先は日本の輸出者名としてください。なお、当該相手方が更に第三者に対して再輸出・再販売等を行う場合も、同様に、日本の輸出者あての誓約書を取得することになります。

4.・5. (略)

V. (略)

別表1～別表6 (略)

別記1 (略)

別記2 誓約書の記載要領

1.・2. (略)

3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合

(イ)・(ロ) (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用することができます。

(注6) (略)

(注7) III. 1. (1) ③ (ト) の再輸出・再販売等又は再輸出等の相手方の誓約書の場合についても、宛先は日本の輸出者名としてください。なお、当該相手方が更に第三者に対して再輸出・再販売等又は再輸出等を行う場合も、同様に、日本の輸出者あての誓約書を取得することになりま

4. (略)

別記3-1～別記4 (略)

別記5 事前同意手続きに係る書類の記載要領

1. 貨物及び技術の再輸出・再販売等に係る事前同意手続き

(1) 様式について

事前同意相談書は、様式19の(その1)及び(その2)の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。

また、現在の需要者等から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式21を用いることができます。

(2) 記載方法について

① (略)

② 相談の理由

需要者等から事前同意の要請を受けたときには、当該要請に記載されている日付を相談の理由の年月日に記載し、当該事前同意の種類が 再輸出／再提供(国外)、再販売／再提供(国内)、再移転 のいずれかを○で囲んでください。また、当該貨物等が当初許可を受けて輸出等したときの許可番号と許可証に記載されている許可日を記入してください。(複数あるときには複数記載)

す。

4. (略)

別記3-1～別記4 (略)

別記5 事前同意手続きに係る書類の記載要領

1. 貨物及び技術の再輸出・再販売等に係る事前同意手続き

(1) 様式について

事前同意相談書は、様式19の(その1)及び(その2)の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。(その1)は、A4用紙1枚に収まるように作成してください。

また、現在の需要者等から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式21を用いることができます。

(2) 記載方法について

① (略)

② 相談の理由

需要者等から事前同意の要請を受けたときには、当該要請に記載されている日付を相談の理由の年月日に記載し、当該事前同意の種類が 再輸出(技術の場合であって、当該技術が現在存在している国外に再提供される場合を含む。)、再販売(当該貨物・技術が現在存在している地域内における所有権、使用権の再移転をいう。) のいずれかを○で囲んでください。また、当該貨物等が当初許可を受けて輸出等したときの許可番号と許可証に記載されている許

<p>③～⑤ (略)</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1) 様式について</p> <p>事前同意相談書は、様式20の(その1)及び(その2)の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。</p> <p>また、技術を利用する者から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式22を用いることができます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. <u>誓約書の変更に関する事前同意手続き</u></p> <p><u>(1) 様式について</u></p> <p><u>事前同意相談書は、様式23を記入して、相談の手続きをしてください。</u></p> <p><u>(2) 記載方法について</u></p> <p>①相談者</p> <p><u>記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)とします。委任された者の場合には、それを証する書類を添付してください。</u></p> <p>②相談の理由</p>	<p>可日を記入してください。(複数あるときには複数記載)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1) 様式について</p> <p>事前同意相談書は、様式20の(その1)及び(その2)の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。<u>(その1)は、A4用紙1枚に収まるように作成してください。</u></p> <p>また、技術を利用する者から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式22を用いることができます。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>貨物等が許可を受けて輸出等したときの許可番号と許可証に記載されている許可日を記入してください。(複数あるときには複数記載)</u></p> <p>③<u>相談の内容</u></p> <p><u>原則として、輸出許可申請時における許可申請内容明細書の記載要領を準用してください。</u></p> <p>④ <u>〔※経済産業省使用欄〕には、記載しないでください。</u></p> <p>様式1～様式13 (略)</p> <p>様式14 「<u>需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等</u>をしたことを把握したときの報告・情報提供について」</p> <p>様式15～様式18 (略)</p> <p>様式19 「再輸出・再販売等に関する事前同意相談書」</p> <p>様式20 (略)</p> <p>様式21 「<u>再輸出・再販売等</u>の事前同意相談要請書」</p> <p>様式22 (略)</p> <p>様式23 「<u>誓約書の変更に関する事前同意相談書</u>」</p> <p>様式24 「<u>新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等届出書</u>」</p>	<p>様式1～様式13 (略)</p> <p>様式14 「<u>需要者等が事前同意を得ずに再輸出等</u>をしたことを把握したときの報告・情報提供について」</p> <p>様式15～様式18 (略)</p> <p>様式19 「再輸出・再販売等に関する事前同意相談書」</p> <p>様式20 (略)</p> <p>様式21 「<u>再輸出、再販売等(注1)</u>の事前同意相談要請書」</p> <p>様式22 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

(改正案)

様式 1 4

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに 再輸出・再販売等 をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者

記名押印又は署名

住所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を 再輸出・再販売等を したことを知ったので、
知り得た範囲で、以下のとおり 報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX 番号）
2. 原許可時の 需要者等の名称・所在地 （※1）
3. 原許可番号・原許可年月日 （※2）
4. 再輸出・再販売等 された貨物／技術の名称（型式）、数量、該当項番
5. 現在の最終需要者の名称、住所、貨物等の設置場所、貨物等の用途
6. 再輸出・再販売等 が行われた年月日
7. 再輸出・再販売等 が行われたことを知った年月日
8. 再輸出・再販売等 の内容、行われた理由・背景・知った経緯 等
9. 現在の最終需要者の概要等

※1：直前が事前同意の場合はその際の最終需要者を記載のこと。

※2：直前が事前同意の場合はその際の事前同意番号及び事前同意年月日を原許可番号及び原許可年月日と併せて記載のこと。

(現行)

様式 1 4

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに 再輸出等 をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者

記名押印又は署名

住所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を 再輸出など したことを知ったので、知り得た範囲で、以下とおり 報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者の連絡先、日付
2. 需要者等の名称・所在地
3. 許可番号・許可年月日
4. 再輸出等 された貨物／技術の名称（型式）、数量、該当項番
5. 現在の最終需要者の名称、住所、貨物等の設置場所、貨物等の用途
6. 再輸出等 が行われた年月日
7. 再輸出等 が行われたことを知った年月日
8. 再輸出等 の内容、行われた理由・背景等
9. 現在の最終需要者の概要等

(新設)

(新設)

(改正案)

様式 19

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その1）

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者（記名押印又は署名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号） 内線
（FAX 番号）

I. 相談の理由

相談者が輸出／提供した下記の貨物／技術に関して、年 月 日、需要者／利用者から「再輸出／再提供（国外）、再販売／再提供（国内）、再移転（※いずれかを○で記す。）（以下、再輸出等という。）」したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初輸出した貨物／提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号	許可日
許可番号	許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号				
1. 再輸出等をしようとしている貨物〔技術〕名（附属品等を除く。）				
貨物(技術)名	数量	項番	省令番号	メーカー名
(注)				
再輸出の場合の仕向地：		再輸出の場合の経由地：		
2. 再輸出等前の需要者の名称及び所在地 <原許可時の需要者の名称及び所在地> <現在の設置場所 名称及び住所（上記と異なる場合）>				
3. 輸入者の名称及び所在地		[※再輸出／再提供（国外）の場合に記載]		
4. 再輸出等後の需要者の名称及び所在地				
備考				
相談者から 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の再輸出／再提供（国外）、再販売／再提供（国内）、再移転については、同意します／同意しません (条件等) [※経済産業省使用欄]				
通知日： 年 月 日				

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載して下さい。また工作機械の場合は移設検知装置の有無についても記載して下さい。

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 〔※再輸出／再提供（国外）の場合に記載〕

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 再輸出等後の需要者の概要 〔※需要者の変更を伴う場合に限る〕

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

(現行)

様式 19

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 (その1)

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者 (記名押印又は署名)
(住所)
担当者 (所属部署名)
(氏名)
(電話番号) 内線
(FAX 番号)

I. 相談の理由

相談者が輸出した下記の貨物/技術に関して、年 月 日、需要者/利用者から「再輸出/再提供 (国外)、再販売/再提供 (国内) (※いずれかを○で記す。)(以下、再輸出等という。)」したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初輸出した貨物/提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号 許可日
許可番号 許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 再輸出等をしようとしている貨物 [技術] 名 (附属品等を除く。)

貨物(技術)名	数量	項番	省令番号	メーカー名
(注)				

再輸出の場合の仕向地:

再輸出の場合の経由地:

2. 再輸出等前の需要者の名称及び所在地

<原許可時の需要者の名称及び所在地>

<現在の設置場所 名称及び住所 (上記と異なる場合)>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※再販売の場合は不要]

4. 再輸出等後の需要者の名称及び所在地

(新設)

相談者から 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の再輸出・再販売については、
同意します/同意しません

(条件等)

[※経済産業省使用欄]

通知日: 年 月 日

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 [※再販売の場合は不要]

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 再輸出等後の需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

(改正案)

様式 2 1

輸出者あて

再輸出・再販売等の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる貨物、技術又はプログラム（以下「貨物等」という。）の〔再輸出、再販売、再移転、再提供〕に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 貨物等の情報：

(例) 機械の名称：

型・等級：

プログラム：

シリアルナンバー：

2. 貨物等に関する原許可時の需要者等

(例) 名称：

住所：

国名：

設置場所 (利用場所)：

3. 貨物等に関する 再輸出・再販売等 後の需要者等

(例) 名称：

住所：

国名：

設置場所 (利用場所)：

4. 〔再輸出、再販売、再移転、再提供〕の理由は以下のとおり。

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（最終需要者）

署名

署名者の肩書き

日付

(削る)

注) [] の部分は、適切な事項を記入して下さい。

(現行)

様式 2 1

輸出者あて

再輸出、再販売等（注1）の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる貨物、技術又はプログラム（以下「貨物等」という。）の〔再輸出、再販売〕に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 貨物等の情報：

（例）機械の名称：

型・等級：

プログラム：

シリアルナンバー：

2. 貨物等に関する原許可時の需要者等

（例）名称：

住所：

国：

設置場所：

3. 貨物等に関する 再輸出等 後の需要者等

（例）名称：

住所：

国：

設置場所：

4. 〔再輸出、再販売〕の理由は以下のとおり。

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（最終需要者）

署名

署名者の肩書き

日付

注1）再販売とは、貨物等の所有権の移転だけでなく、貨物等の使用权の移転も含みます。

注2） [] の部分は、適切な事項を記入して下さい。

(新設)
様式 2 3

誓約書の変更に関する事前同意相談書（その 1）

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者（記名押印又は署名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号） 内線
（FAX 番号）

I. 相談の理由

当初輸出した貨物〔提供した技術〕に係る需要者等の誓約書について、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成 24 年 4 月 2 日付け平成 24・03・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 18 号。以下「提出書類通達」という。）で規定する誓約書を最終需要者より新たに取得したことから、別添のとおり、新たな誓約書に変更してよいか相談します。

なお、新たに取得した誓約書に基づき最終需要者から再輸出又は再提供に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意手続きを行い、経済産業省の指示に従います。

また、提出書類通達別記 3 の「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を需要者等に十分説明し、需要者等が理解したことを確認しております。

許可番号 _____ 許可日 _____
許可番号 _____ 許可日 _____

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号 _____

1. 誓約書に記載されている貨物〔技術〕名（附属品等を除く。）				
貨物(技術)名	数量	項番	省令番号	メーカー名

2. 輸入者の名称、所在地及び概略（事業内容）

3. 需要者の名称、所在地及び概略（事業内容）

（現在の設置場所 名称及び住所）

備考

相談者から 年 月 日付で求めがありました上記の相談については、
同意します／同意しません
（条件等） [※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

誓約書の変更に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

安全保障貿易審査課あて

新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等届出書

届出者 記名押印又は署名

住 所 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等を以下のとおり届出します。
以下の全ての案件は、原許可時及び再輸出・再販売等の事前同意時に経済産業省より条件が付されておりません。また、条件が付された場合であっても、既にその条件は履行済みです。
さらに、以下の事項について確認済みです。

- ①原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者並びに貨物及び技術の使用場所に変更がないこと。貨物及び技術の最終用途が民生用途に限られていること。
- ②旧誓約書に係る最終需要者が新誓約書に係る許可又は同意において再販又は再移転に係る事前同意に係る条件が付された最終需要者でないこと。
- ③最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと。
- ④原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者に誓約書注意事項の内容を説明し、当該最終需要者が理解したこと。

確認書類欄の書類については適切に管理することとし、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には速やかに提出します。
最終需要者から再輸出又は再提供に係る事前同意手続を求められたときには、速やかに経済産業省に事前同意手続を行い、経済産業省の指示に従います。

番号	許可番号／ 事前同意番号	貨物名／技術名	型式及び等級／ メーカー名	輸出令別1/ 外為令別表 番号	数量	最終需要者の名称及び所在地	確認書類欄(該当するものに○印)								備 考
							原許可 時の条 件	条件 履行 報告 書	原許 可証 又は 事前 同意 書	原許 可時 又は 事前 同意 時 の誓 約書	新誓 約書	最終需要 者、貨物・技 術の使用場 所に変更が なく、最終用 途が民生用 途に限られ ている	新誓約書に 係る許可等 において再 販売・再移 転の条件が 付された最 終需要者で ない	最終需要 者及びそ の関係者 に軍、兵 器製造業 者等問題 となる者 がいない	
(例)	G-NI-11-111111	NC旋盤	AB-01(S/N.101) 株式会社製作所	2(12)1	1台	KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(例)	G-NI-11-222222 11相第222号	横形マシニングセンタ	CD-500(S/N.121, 122) 株式会社機械	2(12)1	2台	(所有者) SANGYOU INDUSTRY CO., LTD. 所在地 △○◇ □▽○ ○▽□ (使用者) KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○			○	○		○	○	○	
(例)	G-NI-11-333333	工作機械	EF-01(S/N.101) 株式会社製作所	2(12)1	1台	KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○ (旧住所表記:○▽□ △○◇ ○○□○)	○	○			○	○	○	○	
(例)	BIT-ST-11-4444	数値制御装置のプログラ ム	GH-01 株式会社機械	外為2(2)	2セット	SANGYOU INDUSTRY CO., LTD. 所在地 △○◇ □▽○ ○▽□					○	○	○	○	
1															
2															
3															
4															
5															

注 (1)本様式に従って、届出者において、届出日時点で上記①～④を確認した上で、届出書を作成してください。

(2)用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(3)型式及び等級／メーカー名の欄は、シリアルナンバーがある場合は記載してください。

(4)最終需要者の名称及び所在地の欄は、原許可時又は事前同意時から最終需要者の社名変更や住所表記変更があった場合には、原許可時の表記と最新の表記を併記してください。また、表記が変更された事由を備考欄に記載してください(例:事業拡大により社名に○○が追加。区画整理による住所表記変更。)

※安全保障貿易審査課使用欄 受理日: 年 月 日

(別紙2)

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について等の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

改 正 案	現 行
<p>I～VII (略)</p> <p>VIII その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 誓約書の変更</u></p> <p><u>特定包括許可又は特定子会社包括許可に係る誓約書を変更しようとする場合は、提出書類通達Ⅲ. の3. 又は4. の方法によって手続を行うことができる。ただし、Ⅲの7に規定する特定包括許可の変更又はVの9に規定する特定子会社包括許可の変更に該当する場合を除く。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p>(別表1)～(別表8) (略)</p> <p>[別表A]・[別表B] (略)</p> <p>注1)～注4) (略)</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋) (略)</p> <p>様式第1～様式第20 (略)</p>	<p>I～VII (略)</p> <p>VIII その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p>(別表1)～(別表8) (略)</p> <p>[別表A]・[別表B] (略)</p> <p>注1)～注4) (略)</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋) (略)</p> <p>様式第1～様式第20 (略)</p>